

日本学生オリエンテーリング連盟会計監査細則

- 第1条 本細則は、日本学連の会計監査に関する内規である。
- 第2条 日本学連規約第31条に規定される会計監査は、本規約に従って業務を遂行しなければならない。また、日本学連は会計監査の選出等、本規約によって規定されている事項を原則として守らねばならない。
- 第3条 原則として、日本学連会計監査は1名を関東地区、1名をそれ以外より選出するものとする。
- 第4条 原則として、日本学連会計監査はその業務遂行年度に日本学連加盟3年目以上でなければならない。
- 第5条 日本学連会計監査は、日本学連会計細則に従い各会計業務の監査を行う。
ただし、次ぎに定める業務については、本細則に従って業務を遂行しなければならない。
- 1、 幹事会毎に、会計が報告する内容について
事前に監査を行う。
 - 2、 総会毎に、会計が報告する内容について事前に監査を行う。
 - 3、 もし、上記1・2項の監査において問題がある場合は、速やかに幹事長にたいし、報告および改善勧告を出さなければならない。
- 第6条 日本学連会計監査は、年度途中の監査については、最低限以下のチェックを行うものとする。
- 1、 予算の執行状況
 - 2、 日本学連会計細則・マニュアルに基づいて会計運営が行われているか
 - 3、 高額支出のチェック
 - 4、 残高のチェック
- 第7条 本細則の改正は日本学連幹事会の承認を必要とする。

平成8年3月31日 制定
平成16年10月25日 修正